

公立大学法人大分県立看護科学大学における授業料等に関する規程

平成18年 4月 1日
規程第 54 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学における授業料等の額及び徴収方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「授業料等」とは、授業料、入学考査料、入学料、証明料、公開講座講習料及び再試験手数料をいう。

2 この規程において「休日」とは、次の各号に掲げる日をいう。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(授業料等の額)

第3条 授業料等の額は、別表第1のとおりとする。

(授業料の徴収方法)

第4条 学生の授業料は、各年度に係る授業料について、前期(毎年4月1日から9月30日までの間をいう。以下同じ。)及び後期(毎年10月1日から翌年3月31日までの間をいう。以下同じ。)の2期に区分して徴収するものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 研究生の授業料は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して徴収する。

3 長期履修を許可された学生が長期履修期間を終了した後も在学する場合には、その超えた期間に納入すべき授業料の年額は、別表第1に掲げる通常の学生が支払うべき年額を徴収するものとする。

(納入の時期)

第5条 各期の初日に在籍する学生又は研究生の授業料は、原則として前期にあつては4月(新入生は5月)、後期にあつては10月に納入しなければならない。

2 各期の中途において納入義務が生じた学生又は研究生の授業料は、その日から起算して30日以内に納入しなければならない。ただし、納期の末日が休日に当たるときは、その翌日(当該翌日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。)をもって納期限とする。

3 科目等履修生又は聴講生の授業料は、科目等履修又は聴講の許可があった日の翌

日から起算して15日以内に納入しなければならない。ただし、納期の末日が休日に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。

- 4 入学考査料は、入学志願者にあつては入学願書提出の際、科目等履修志願者、聴講志願者又は研究志願者にあつては科目等履修志願書、聴講志願書又は研究志願書提出の際に納入しなければならない。
- 5 入学料は、原則として合格の通知を受けた者にあつては入学手続の際、科目等履修、聴講又は研究を許可された者にあつては当該許可があつた日の翌日から起算して15日以内に納入しなければならない。ただし、納期の末日が休日に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。
- 6 証明料は、申請の際に納入しなければならない。
- 7 公開講座講習料は、受講前までに納入しなければならない。
- 8 再試験手数料は、再試験の許可願の提出の際に納入しなければならない。

(授業料等の還付)

第6条 既納の授業料等は、還付しない。

- 2 理事長は、次の各号に掲げる場合には、授業料等を還付することができる。
 - (1) 学生が授業料納入後第8条、第9条第1項又は第10条の規定に該当することとなったとき。
 - (2) 授業料及び入学料納入後、第11条の規定に該当することとなったとき。
 - (3) 公開講座の受講希望者が公開講座講習料納入後、やむを得ない事由により受講できないとき。

(復学の場合における授業料の額)

第7条 前期又は後期中途において復学した学生からそれぞれ当該各期において徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とする。

(学年の途中で卒業する場合における授業料の額)

第8条 特別の事情により、学年の途中で卒業する学生から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とする。

(退学の場合における授業料の額)

第9条 学年の中途において退学する学生から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、懲戒処分による退学の場合において、前期終了前に退学する学生から徴収する授業料の額は、年額の2分の1に相当する額、前期終了後に退学する学生から徴収する授業料の額は、年額に相当する額とする。

(休学中の場合における授業料の額)

第10条 学年の中途において休学する学生の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とする。

(授業料及び入学料の減免及び徴収猶予)

第11条 授業料の減免及び徴収猶予(以下「減免等」という。)を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、学業の継続が著しく困難と認められる者に限るものとする。

- (1) 保護者が、天災その他不慮の災害により、家計困難となったため、学資の負担に堪えられなくなり、かつ、他に学資の援助をする者がいない学生
 - (2) 天災その他不慮の災害により、家計困難となったため、学資の負担に堪えられなくなり、かつ、学資の援助をする者がいない学生
 - (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護家庭の学生
 - (4) 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
 - (5) その他理事長が特に授業料の減免等の必要があると認めた学生
- 2 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)(以下「修学支援法」という。)による減免要件を満たす者は、授業料及び入学料の減免を受けることができる。なお、本項における減免要件を満たす者については、前項による減免等をうけることができない。
- 3 第1項及び前項の減免を受けようとする者は、次の各号により理事長に申請しなければならない。
- (1) 第1項の減免を受けようとする者は、授業料減免の対象者の認定に関する申請書(第1号様式)を理事長に提出しなければならない。
 - (2) 前項の減免を受けようとする者は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料及び入学料減免の対象者の認定に関する申請書(第2号様式)を理事長に提出しなければならない。
- 4 授業料の減免等の期間は、当該学年の末日を超えないものとする。
- 5 理事長は、授業料及び入学料の減免を受けようとする者に対しては、減免の可否を決定するまでの間、当該授業料及び入学料の徴収を猶予することができる。

(減免の決定通知)

第12条 理事長は、前条の規定による授業料及び入学料の減免の可否を決定したときは、次の各号により申請者に通知するものとする。

- (1) 前条第1項第1号、第2号又は第5号の規定により減免を決定した者に対しては、授業料減免認定結果通知書(第3号様式)
- (2) 前条第1項第3号又は第4号の規定により減免を決定した者に対しては、授業料減免認定結果通知書(第4号様式)
- (3) 前条第1項の規定による減免の対象でないと決定した者に対しては、授業料減免認定結果通知書(第5号様式)
- (4) 前条第2項の規定により減免を決定した者のうち、事由が家計急変でない者

に対しては、大学等における修学の支援に関する法律による授業料及び入学料減免認定結果通知書（第6号様式）

（5）前条第2項の規定により減免を決定した者のうち、事由が家計急変である者に対しては、大学等における修学の支援に関する法律による授業料及び入学料減免認定結果通知書（第7号様式）

（6）前条第2項の規定による減免の対象でないと決定した者に対しては、大学等における修学の支援に関する法律による授業料及び入学料減免認定結果通知書（第8号様式）

2 前項により、授業料及び入学料の減免が決定された者については、前期または後期に納入すべき授業料及び入学料の上限の範囲内での満額、3分の2、3分の1または4分の1を徴収しない。

（授業料減免の継続）

第13条 前条の規定により授業料の減免が決定された者が引き続き授業料の減免を受けようとするときは、次の各号により理事長に申請しなければならない。なお、この場合において、理事長は減免の可否を決定するまでの間、当該授業料の徴収を猶予することができる。

（1）第11条第1項による減免を受けようとする者は、原則、年度ごとに、授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

（2）第11条第2項による授業料の減免を受けようとする者は、原則、半期ごとに、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

（授業料減免の継続の決定通知）

第14条 理事長は、前条の規定による授業料の減免の継続の可否を決定したときは、次の各号により申請者に通知するものとする。

（1）前条第1号の規定により減免の継続の可否を決定したとき

①適格認定における学業成績の判定結果が「警告」に該当する者に対しては、授業料減免の適格認定における学業成績の判定結果通知（第11号様式）

②適格認定における学業成績の判定結果が「廃止」又は「警告」に該当しない者に対しては、授業料減免の適格認定における学業成績の判定結果通知（第12号様式）

③第11条第1項第1号、第2号又は第5号の規定により減免を決定した者で、適格認定における収入額・資産額の判定により減免の継続を決定した者に対しては、授業料減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（第13号様式）

④第11条第1項第3号又は第4号の規定により減免を決定した者で、適格認定における収入額・資産額の判定により減免の継続を決定した者に対して

は、授業料減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（第 14 号様式）

（2）前条第 2 号の規定により減免の継続の可否を決定したとき

- ①適格認定における学業成績の判定結果が「警告」に該当する者に対しては、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の適格認定における学業成績の判定結果通知（第 15 号様式）
- ②適格認定における学業成績の判定結果が「廃止」又は「警告」に該当しない者に対しては、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の適格認定における学業成績の判定結果通知（第 16 号様式）
- ③第 11 条第 2 項の規定により減免を決定した者のうち、事由が家計急変でない者に対しては、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（第 17 号様式）
- ④第 11 条第 2 項の規定により減免を決定した者のうち、事由が家計急変である者に対しては、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（第 18 号様式）

（授業料減免の認定の効力の停止）

第 15 条 理事長は、授業料の減免の期間中に休学が認められた者及び学則の規定により懲戒処分を受けた者並びに別に定める適格認定における学業成績基準を満たさない者等に対しては、減免の認定の効力を停止するものとする。

2 理事長は、前項の規定による減免の認定の効力を停止したときは、次の各号により対象者に通知するものとする。

- （1）第 11 条第 1 項の規定による授業料の減免の認定を受けた者に対しては、授業料減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知（第 19 号様式）による。
- （2）第 11 条第 2 項の規定による授業料の減免の認定を受けた者に対しては、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免対象者としての認定の効力の停止に関する通知（第 20 号様式）による。

（授業料及び入学料の減免の認定の取消し）

第 16 条 理事長は、不正な行為によって授業料及び入学料の減免を受けた者及び減免の期間中に学則の規定により懲戒処分を受けた者並びに別に定める適格認定における学業成績基準を満たさない者に対しては、減免の決定を取り消し、減免した額を追徴するものとする。

2 理事長は、前項の規定による減免の認定を取り消したときは、次の各号により対象者に通知するものとする。

- （1）第 11 条第 1 項の規定による授業料の減免の認定を受けた者に対しては、授業料減免の認定取消通知（第 21 号様式）による。
- （2）第 11 条第 2 項の規定による授業料及び入学料の減免の認定を受けた者に対

しては、大学等における修学の支援に関する法律による授業料及び入学料減免の認定取消通知（第２２号様式）による。

（雑則）

第１７条 この規程に定めるもののほか、授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２２年１０月１日から施行する。

附則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。